

愛媛県教育委員会 9月定例会会議録

1 開会の日時及び場所

平成19年 9月 5日（水）午後 1時30分

愛媛県庁 第一別館 教育委員室

2 委員定数

6人

3 出席委員

委員長 井関和彦 委員 星川一治 委員 山口千穂

委員 砂田政輝 委員 和田和子 教育長 野本俊二

4 欠席委員

なし

5 会議に出席した公務員の職氏名

教育次長 菅原正夫

指導部長 平岡長治

文化スポーツ部長 中川敬三

教育総務課長 横田 潔

生涯学習課長 眞鍋幸一

義務教育課長 堺 雅子

高校教育課長 丹下敬治

人権教育課長 宮崎 悟

特別支援教育課長 武智一郎

文化振興課長 荒本 司

文化財保護課長 濱田健介

保健スポーツ課長 大杉住子

国民体育大会準備室長 岡田清隆

6 会議の概要

(1) 開会

委員長 午後 1時30分開会を宣する。

(2) 8月定例会会議録の承認

委員長 8月定例会会議録の承認について諮る。

全委員 異議ない旨答える。

委員長 承認する旨宣する。

(3) 教育長報告

委員長 報告を求める。

中学校歴史教科書採択取消等請求訴訟の第1審判決について

教育総務課長 平成17年8月の定例会において行った中学校歴史教科書の採択は、違法・違憲であるとの確認及びその採択の取消し求める訴え、並びに採択によって苦痛を与えたことに対する謝罪広告と名誉権などが侵害されたとして損害賠償を求める訴え等に対し、8月28日に松山地方裁判所で言い渡された県側勝訴の判決について報告する。

高校生南予まちおこし元気づくり事業について

高校教育課長 高校生南予まちおこし元気づくり事業の実施校として

選定した6校の事業概要を報告するとともに、愛媛県南予地域活性化特別対策本部現地対策本部を通して地域の関係機関に対し、「高校生まちおこし支援会議」への地域関係者の参加等を要請した旨報告する。

教育長 愛媛県南予地域活性化特別対策本部でも、高校生の若い力で考えたユニークな地域づくりに高校生が自ら参加することは、意義があるとの評価を受けていて、ぜひ成功してもらいたい旨説明する。

委員長 内子高校で作成するオリジナル曲は、「内子騒乱」を曲の名称にするのか質問する。

高校教育課長 「内子騒乱」は仮称のようであるが、内子町の伝統曲に内子町の歴史を盛り込んだオリジナル曲を作詞・作曲し、その曲に振り付けを付けて新しい踊りを作成するとともに、作成した新しい踊りについて、発表会や講習会を通じて地域に広め町づくりに結び付けたい旨説明する。

教育長 宇和高校の観音水を利用したわさびの栽培は、失敗を繰り返しながら工夫をこらしてわさびの栽培に成功しており、それをさらに発展させて新商品の開発等に取り組む事業である旨説明する。

委員長 高校生は大人と違って、発想もやわらかく、何事にもチャレンジしていく力を持っているので、その力を生かして事業に取り組んでもらいたい旨意見を述べる。

山口委員 高校生が町づくりに参加すれば、地域の方々も応援してくれるので、町づくりが盛り上がると思うので、高校生から地域の中に溶け込んで町づくりに参加することは、地域にも効果があり高校生にも意義のあることと考える旨意見を述べる。

「いじめ相談ダイヤル24」の相談事業について

人権教育課長 平成19年2月に設置した「いじめ相談ダイヤル24」の2月から7月までの相談件数と相談状況の分析結果、及び相談件数の少ない深夜時間帯の相談体制の継続について、効率面、費用対効果の面から検討が必要でないかと考えている旨報告する。

教育長 国の20年度予算の概算要求の内容では今年度の事業内容をそのまま継続するものであるが、事業費の3分の2は県の負担となっており、厳しい県の財政状況を考えると事業内容を工夫しないで継続することは難しいところもある旨、及び相談時間帯の分析結果をみると、深夜0時から朝9時までの相談件数は月平均1.5件で全国的にも同じような傾向がみられるので、相談件数の少ない深夜時間帯について、国又は、地域をブロック化するなど一元的に相談窓口を開設してフリーダイヤルによる相談体制を整えれば、専門性の高い相談員を配置することもできると考えられるなど、知恵と工夫を凝らしながら事業に取り組みたい旨説明する。

砂田委員 深夜の時間帯にいじめについての相談をするという相談者の心理状態を考えれば、深夜の相談案件はいじめの深刻度が高いと認識できるので、相談件数が少なくてもその対応には注意が必要であると考える旨、及びメール等による誹謗中傷については、特にインターネットでは書き込みが自由にできることから、実名を示して表現のかなり厳しい内容の書き込みもみられ、それがインターネット上で広がることによりいじめがますますエスカレートすることも考えられるので、こうした新しいいじめに対する対策も十分に検討してもらいたい旨意見を述べる。

人権教育課長 インターネットを使ったいじめは、言葉によるいじめよりエスカレートしやすいと考えており、インターネットを使うマナーやモラルの指導の徹底を図るとともに、インターネットや携帯電話を使ったいじめの内容等を分析して、教職員に対し、こういった問題に対する指導方法等を研修したり、情報を提供したりするなど対策に取り組んでいきたい旨説明する。

委員長 言葉によるいじめと違って、インターネットを使ったいじめは、当事者が書き込まれた内容を何度も見ることによって受ける精神的打撃も大きいと思うので、マナーやモラルの指導も大事であるが、しっかりとした対策に取り組むべきである旨意見を述べる。

委員長 議案第47号愛媛県教育文化賞推薦委員会委員の委嘱については人事案件であることから、また、その他の協議の平成19年度9月補正予算案については、今後、知事が最終決定をして9月議会に上程される予定の案件であるが、知事による公表がされていないことから、審議を非公開とすることを発議する。

全委員 異議ない旨答える。

委員長 議事の進行上、公開案件を先に審議することについて発議する。

全委員 異議ない旨答える。

(4) 議 事

議案審議

委員長 議案第46号を上程する。

○議案第46号 愛媛県教育委員会の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する規則の一部改正について

委員長 議案説明を求める。

教育総務課長 信託法及び信託法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律が施行されることに伴い、愛媛県教育委員会の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する規則の一部を改正する原案について説明する。

委員長 原案について意見を求める。

全委員 異議ない旨答える。

委員長 原案のとおり可決決定する旨宣する。

(5) その他

○全国学力・学習状況調査結果の公表方法について

委員長 協議題の説明を求める。

高校教育課長 平成19年4月24日に実施された全国学力・学習状況調査の調査結果が9月中に公表される予定であることから、文部科学省から県教委に提供される調査結果のうち、市町立学校と県立中等教育学校の調査結果の取扱い及び公表方法について説明する。

特別支援教育課長 特別支援学校の調査結果の公表方法について説明する。

委員長 意見を求める。

山口委員 市町立学校の調査結果について、県教委では教育事務所単位での公表は可能であるとのことであるが、各個人の調査結果の取扱いはどのようになるのか質問する。

義務教育課長 各学校には、国及び県の調査結果と併せて学校全体、各学級及び個人の調査結果が提供されることとなる旨、及び児童生徒個人には、全国の平均正解率、度数分布のグラフ、各問題の出題のねらい等と併せて個人の結果が返送されるので、個人の学習を振り返る資料として効果的に活用するよう指導したうえで、各個人に返却される旨説明する。

和田委員 情報公開制度に基づいて、この調査結果の公表を求める情報公開請求があった場合は、どのように取り扱うのか質問する。

高校教育課長 この調査は国が実施主体であることから、国の方針に従い、国が公表する都道府県ごとの公立学校全体の状況は公開するが、国から公開しないことを求められている市町村ごとの状況や各学校の結果については開示しないと考えている旨、及び県立中等教育学校の結果の公開については、例えば学校ごとの平均点などをそのまま開示することは過度の競争や序列化につながるおそれがあることから困難であると考えており、保護者等への説明の内容や方法についても各学校と十分協議をして対応したい旨説明する。

教育長 各都道府県及び各市町村がそれぞれ情報公開条例を制定しているのでそれぞれの条例の規定に基づいて対応する必要があるが、国は、国が公表した内容以外は情報公開請求があっても公開しないように求めている旨、及び情報公開請求のあった文書を非開示とした場合には、審査請求や訴訟も考えられ、個々の案件ごとの対応が必要である旨説明する。

委員長 都道府県と市町村に提供された調査結果のうち、国から公表

しないことを求められている内容に対し情報公開請求があれば、それぞれが制定している情報公開条例で対応することとなり、都道府県と市町村ごとに違った対応も生じてくると思うので、国が求めている一本化した対応は難しいと考える旨意見を述べる。

教育長 国は、専門家の意見も聞いて、教育的配慮の観点から過度の競争や序列化を防止するために調査結果を非開示とすることに妥当性があると考えているようであるが、全国的には調査結果を非開示としたことに対する訴訟などもあり得るのではないかと思われる旨説明する。

星川委員 国から提供された調査結果について、どのように活用していくのか質問する。

義務教育課長 県全体の調査結果については、愛媛大学と共同で愛媛県検証改善委員会を設置し、学力調査等の分析や考察及び学習のつまずきに対する検証などを実施して指導方法の工夫・改善等につなげていきたい旨、及び各市町においても指導方法の工夫・改善等の資料として活用される旨説明する。

星川委員 愛媛県検証改善委員会の検証結果は、公表されるのか質問する。

義務教育課長 愛媛県検証改善委員会の検証結果は、報告書として取りまとめ、公表したい旨説明する。

委員長 過度の競争や序列化を招いてはいけませんが、今回の調査結果でそれぞれの市町が国や県の中におけるレベルを把握することによって、指導方法の改善や生活習慣の見直しなどに取り組む必要がある旨意見を述べる。

指導部長 市町には、国及び県の調査結果とともに当該市町の調査結果が提供され、国や県の中における市町のレベルが明らかとなるので、市町での今までの学習方法に対する取組を振り返り、指導方法の改善等につなげていくべきである旨説明する。

委員長 県立中等教育学校の平均点と市町立学校の平均点を分けて公表するかどうか、また、私立学校の調査結果の公表はどのようにするのか質問する。

高校教育課長 県立中等教育学校の平均点と市町立学校の平均点を分けた公表は、過度の競争や序列化につながるおそれがあるので行わないようにしたいと考えている旨説明する。

義務教育課長 私立学校等の調査結果については、国レベルで国立学校、公立学校及び私立学校の調査結果が公表される旨、及び個々の私立学校の調査結果の公表はそれぞれの学校法人の判断となる旨説明する。

教育長 県教委としては、国の実施要領に基づいた対応を行うが、県立中等教育学校の調査結果について3校をまとめた何らかの調査結果の

公表は行いたいと考えている旨、及び市町立学校の調査結果について、教育事務所単位で公表するかどうかは県教委に委ねられているところであり、市町教委と協議して、公表するかどうか、公表するとしたら、その方法をどのようにするか判断したい旨説明する。

委員長 学力低下問題を議論するときに検証がないということで議論が止まってしまうことがあるが、この全国学力・学習状況調査は、学力低下問題の検証の1つであり、調査結果を今後の指導に活用するために行うものと考えている旨、調査結果の公表は、この調査の目的やねらいを十分に周知したうえで行うべきである旨及びマスコミにもこの調査の目的をしっかりと認識してもらい、過度の競争や序列化をまねくような報道は自粛するよう要請すべきである旨意見を述べる。

教育長 マスコミに対しては、国から過度の競争や序列化をまねくような報道にならないよう自粛を求める予定である旨説明する。

委員長 原案について諮る。

全委員 異議ない旨答える。

委員長 了承する旨宣する。

委員長 以後の案件を非公開とする旨宣する。

(6) 議 事

議案審議

委員長 議案第47号を上程する。

○議案第47号 愛媛県教育文化賞推薦委員会委員の委嘱について

委員長 議案説明を求める。

教育総務課長 愛媛県教育文化賞推薦委員会委員の任期満了に伴い、愛媛県教育文化賞規則第5条第2項の規定に基づき委員3名を委嘱する原案の説明をする。

委員長 原案について意見を求める。

全委員 異議ない旨答える。

委員長 原案のとおり可決決定する旨宣する。

(7) その他

平成19年度9月補正予算案について

委員長 協議題の説明を求める。

教育次長 愛媛県議会9月定例会に提案予定の平成19年度9月補正予算案の教育委員会関係分について、概要を説明する。

委員長 意見を求める。

教育長 萬翠荘改修事業は平成18年度に引き続いた事業であるが、屋根部分の改修工事が終了すると、将来に文化財としての指定を目指した改修工事がすべて終了する旨、及び厳しい財政状況ではあるが、県立学校校舎整備事業に約18億円を予算計上し校舎の改築や耐震補強を進めて

おり、校舎の改築を3校から2校に減らしてその分の予算で耐震補強を進めたり、校舎の改築の際に2棟を1棟にまとめた校舎とするなど耐震化率の向上に努めている旨説明する。

委員長 原案について諮る。

全委員 異議ない旨答える。

委員長 了承する旨宣する。

委員長 議事を閉じる旨宣する。

委員長 非公開案件終了のため会議を公開する旨宣する。

(8) 閉 会

委員長 午後3時5分閉会を宣する。

以上会議のてん末を記録し、相違のないことを証するため署名する。